

事務連絡
令和元年9月23日

千葉県住宅・建築担当部長
千葉県財政担当部長
千葉県市町村担当部長

} 殿

国土交通省住宅局 住宅総合整備課長
市街地建築課長
総務省自治財政局 財政課長

令和元年台風15号により被災した住宅の瓦屋根の補修に係る
防災・安全交付金を活用した支援に関する取り扱いについて

今般、台風15号により被災した住宅の瓦屋根の補修に係る防災・安全交付金を活用した支援に関する取り扱いについては、以下の通りであるので、貴県におかれては当該内容について、管内市町村への周知をお願いする。

記

1. 被災自治体が被災した住宅の瓦屋根の補修に対する補助を実施する場合の国の支援について

被災した住宅の瓦屋根の補修への支援について、災害救助法の応急修理の対象となる「半壊」に該当しない場合であっても、山形県鶴岡市における事例（別紙）を踏まえ、一部損壊の住宅のうち、耐震性の向上等に資する補修について、防災・安全交付金の効果促進事業の対象として支援する。なお、詳細は追って連絡する。

2. 地方負担分に係る特別交付税措置について

当該防災・安全交付金事業の地方負担額の8割を特別交付税により措置する。

3. 問い合わせ先

（防災・安全交付金関係）

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 TEL:03-5253-8507

三宅：miyake-m23k@mlit.go.jp

角谷：kakutani-m2yr@mlit.go.jp

市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL: 03-5253-8517

佐藤：sato-s2ij@mlit.go.jp

（特別交付税関係）総務省 自治財政局 財政課 TEL: 03-5253-5613

安藤：t2.andou@soumu.go.jp

山形県鶴岡市における被災住宅の瓦屋根の補修に対する支援

- 山形県鶴岡市では、山形県沖地震により被災した住宅の瓦屋根の修繕について、耐震性向上等の一環として補助を実施。
- 国は、防災・安全交付金（効果促進事業として国費1／2）により、このような取組を支援。

【鶴岡市瓦屋根修繕緊急支援事業の概要】

- ・ 対象：被災した住宅の瓦屋根の修繕・改修工事
- ・ 補助金額：最大40万円（工事費の20％）